

通所介護・介護予防通所介護 重要事項説明書

( 令和 7 年 12 月 1 日 現在)

1、通所介護事業者(法人)の概要

名称 法人種別	株式会社 Tsubaki	・営利法人
代表者名	代表取締役 椿 みどり	
所在地 連絡先	(住所) 綾瀬市落合北 4-12-57 (電話)0467-84-9933 (FAX)0467-84-9943	

2、施設の概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

名称	入浴特化型デイサービス つばきの湯
	介護保険事業所番号( 1474401138 号) 令和 6 年 2 月 1 日 指定
所在地	神奈川県綾瀬市落合北 4-12-53
サービス提供地域	綾瀬市・藤沢市・大和市・海老名市・茅ヶ崎市・横浜市(泉区・瀬谷区)

(2)職員体制

1単位目

管理者 1 名(常勤兼務 1 名)  
生活相談員 3 名(常勤兼務 1 名 非常勤専従 1 名、非常勤兼務 1 名)  
(営業日ごとにサービス提供時間を通して専従で 1 名)  
看護職員 1 名(常勤兼務)  
介護職員 6 名(常勤専従 1 名、常勤兼務 1 名 非常勤専従 3 名 非常勤兼務 1 名)  
機能訓練指導員 1 名(常勤兼務 1 名)

2単位目

管理者 1 名(常勤兼務 1 名)  
生活相談員 3 名(常勤兼務 1 名 非常勤専従 1 名、非常勤兼務 1 名)  
(営業日ごとにサービス提供時間を通して専従で 1 名)  
看護職員 1 名(常勤兼務)  
介護職員 6 名(常勤専従 1 名、常勤兼務 1 名 非常勤専従 3 名 非常勤兼務 1 名)  
機能訓練指導員 1 名(常勤兼務 1 名)

### (3)設備概要

定員	19名	静養室	1床
食堂及び機能訓練室	1室 59.76㎡	相談室	1室
トイレ	3か所(自立トイレ 2、みんなのトイレ 1)	送迎車	3台

### (4)営業及びサービス提供時間

営業時間	全日 8時30分～17時15分
サービス提供時間	月曜日～金曜日（祝日営業） 1単位目：8時45分～12時30分 2単位目：13時00分～16時00分 個々の利用者のサービス提供時間は、この範囲以内で通所介護計画書に基づき設定されます。
定休日	土日・年末年始(12月30日～1月3日)

## 3、サービス内容

### (1)送迎

- ・利用者のご自宅と当事業所との間の送迎サービスを提供します
- ・利用者の状態並びに介護者の状況や住所地の状況等を考慮して、少しでも安全で安楽な方法によるサービスを提供します。

### (2)日常生活基本介護

- ・利用者、個々の状態を把握し、身体機能、生活機能の維持向上を目的とした、自立支援に向けたサービスを提供します。

#### (食事)

食事の楽しさ、食べることの喜びを実感していただけるよう準備します。

#### (入浴)

個人浴槽にて、安全に入浴できるよう個別対応します。

#### (排泄)

利用者の状態に応じて、適切な排泄介助を行います。

### (3)趣味生きがい介護

- ・趣味、嗜好や性格等その他の諸条件に適した活動が選べるよう内容を考慮し、個々選択や意思が反映できるよう個別に働きかけ援助します。

### (4)機能訓練

- ・体力の機能低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を提供します。

### (5)健康チェック

- ・体温 血圧 脈拍 体重などの測定を行い、身体状況を観察把握し、健康面に細心の注意を払うと共に、利用者及び家族に適切なアドバイスをしていきます。

### (6)生活・介助相談

- ・利用者や家族からの相談に応じ、情報の提供も行います。

#### 4、利用料

##### (1) 介護予防通所介護相当サービス利用料

###### ○基本料金

要支援1・事業対象者	17,980円/月	1割1,798円	2割3,596円	3割5,394円
要支援2・事業対象者	36,210円/月	1割3,621円	2割7,242円	3割10,863円
若年性認知症利用者受入 加算	240単位/月			
おやつ代	350円/回			
おむつ代等	リハビリパンツ200円 / パット100円			
レクリエーション 趣味活動費	実費費用が掛かる場合は自事前に相談します			
送迎代	実施対象地域【綾瀬市/海老名市/藤沢市/大和市/茅ヶ崎市/横浜市(瀬谷区・泉区)】を超えた地点から片道1kmあたり10円			

## (2) 通所介護サービス利用料金

※ 尚 負担割合証に準じた額となります。

※ 地域単価 10.45 神奈川県綾瀬市は地域区分 5 級地となります。

### 1 通所介護費(通常規模型 3時間以上4時間未満)

要介護度	単位数	利用料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	370	3,866 円	386 円	773 円	1,159 円
要介護2	423	4,420 円	442 円	884 円	1,326 円
要介護3	479	5,005 円	500 円	1,000 円	1,500 円
要介護4	533	5,569 円	556 円	1,113 円	1,670 円
要介護5	588	6,144 円	614 円	1,228 円	1,843 円

### 2 通所介護費(加算)

項目	単位数	利用料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
入浴介助加算(Ⅰ) (1日につき)	40	418 円	42 円	84 円	126 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ (1日につき)	56	585 円	59 円	117 円	176 円
若年性認知症利用者受入加算 (1日につき、対象の方)	60	627円	62円	125円	188円

### 3 その他自費

おやつ代	350 円
おむつ代	リハビリパンツ 200 円
	テープ止めタイプ 200 円
	パット 100 円
レクリエーション 趣味活動費用	実費費用が掛かる場合は、事前にご相談します
送迎代	実施対象地域(綾瀬市・海老名市・藤沢市・大和市・茅ヶ崎市・横浜市泉区瀬谷区)を超えた地点から、片道1km あたり10円

### (3) 処遇改善加算 (通所介護、総合事業共に)

- ・ 新加算Ⅲ 全体の8%

### (4) キャンセル料について

- ・ ご利用日前日の 17 時 30 分までにご連絡いただいた場合は、キャンセル料は無料です。
- ・ ご利用日当日のキャンセルにつきましては、ご利用料の 50%とおやつ代を請求いたします。
- ・ ただし、ご利用者様の病状の急変等は、キャンセル料は請求いたしません。
- ・ 風邪 や病気の際は、サービスの提供をお断りすることがございます。

- ・ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合や、利用中に体調が悪くなった場合はサービスの内容の変更、または、サービスを中止することがあります。その場合、家族に連絡した上で適切に対応します。
- ・ サービスを中止した場合、同月内であれば振替利用できます。ただし、振替希望日の利用人数によっては、お受けできないこともありますのでご了承ください。

#### (5) 利用料等のお支払方法

- ・ 利用料等のお支払い方法については、口座振替・振込となります。
- ・ 振込手数料はご負担をお願い致します。
- ・ 月末締め、翌月 15 日前後に請求書をお渡しいたします。

### 5、事業所の特色

#### (1)事業の目的

- ・通所介護サービス及び介護予防通所サービスを提供しています。
- ・個人個人にあったケアを提供しています。
- ・短時間で入浴・機能訓練を行います。

#### (2)運営方針

- ・私たちは住み慣れた地域社会の中で、ご利用者様が自分らしく生活できるよう、在宅生活をサポート致します。
- ・ご利用者様を、尊敬尊重し、一人ひとりに合った、個別ケアを行います。
- ・職員全員で質の高いケアを目指し、取り組んでいきます。

#### (3)その他

事項	内容
通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、通所介護計画書を作成します。また、サービス提供の目標達成状況等を評価し、その結果を書面（通所介護モニタリング表）に記載して、利用者に説明の上、交付します。
従業員研修	採用時研修 採用後1ヶ月以内 事業所内研修 年12回

### 6、サービス内容に関する苦情等相談窓口

#### (1)当事業所、お客様相談窓口

当事業所 お客様相談窓口	(管理者) 椿 みどり 電話 0467-84-9046 ご利用時間 8時30分から17時15分 面接 当事業所相談室 意見箱 玄関に設置
--------------	--

#### (2)行政機関その他苦情受付機関

神奈川県福祉こどもみらい局 福祉部高齢福祉課	〒231-8588 横浜中区日本大通1 電話 045-210-1111 ご利用時間 8時30分から17時
神奈川県国民健康保険団体連合会 相談窓口	横浜市西区楠木町27-1 電話 045-329-3447 ご利用時間 8時30分から17時15分

## 7、緊急時の対応方法及び事故発生時における対応

・サービス提供中に体調の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

・事業者は、通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人、及び利用者の家族に連絡を行うとともに、利用者に対して応急措置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。発生した事故は記録に残し、内容によっては基準に基づき、指定権者、居宅介護支援事業所への報告を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害保険に加入し、速やかにその対応を行います。但し、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。

当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

- ・加入損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
- ・加入損害保険名 超ビジネス保険(事業活動包括保険)

## 8、高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止ために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 9、身体拘束について

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項但し書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

## 10、サービス利用に当たっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・施設内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 11、秘密保持等の体制及び個人情報に関する基本方針

### 《秘密保持等の体制》

- (1) 事業者及びその従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、利用者の家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者、又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

### 《個人情報に関する基本方針》

事業者は、保有する利用等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得る為に、以下のルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令、その他関係法令及び、厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

- (1) 個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託
  - ① 個人情報の取得に当たり、利用目的を明示したうえで、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用することとします。
  - ② 個人情報の取得・利用・第三者提供に当たり、本人の同意を得ることとします。
  - ③ 事業者が委託をする医療、介護関係事業所は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に関わる契約を締結したうえで情報提供し、委託先への適切な監督をすることとします。
- (2) 個人情報の安全性確保の措置
  - ① 事業者は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行うこと。
  - ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または棄損の予防及び訂正のため事業所内において規則類を整備し安全対策に努めることとします。
- (3) 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応  
事業者は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応することとします。
- (4) 苦情対応  
事業者は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応することとします。

### 《個人情報の利用目的》

事業者が利用者及び利用者の家族の個人情報を利用する目的は以下の通りとします。

- (1) 通所介護計画書作成に当たり、ケアカンファレンス、職員会議等の実施のため
- (2) 指定居宅介護支援事業者、医療関係、介護サービス事業者、福祉事業者等の連携(サービス担当者会議)、照会への回答のため
- (3) 利用の有無、利用時の様子に関する利用者の家族への心身状況説明のため
- (4) 介護事故、緊急時等の対応及び報告のため
- (5) 介護保険事務(請求処理、会計処理等)
- (6) 損害賠償保険等に関する保険会社等への相談また届出等

- (7) 行政等外部監査機関、評価機関への情報提供
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

### 12、暴力団排除について

- (1) 事業を運営する当該法人の役員及び指定地域密着型通所介護事業所の管理者その他の従業者は暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団をいう。次項において同じ。)ではありません。
- (2) 事業者は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

### 13、第三者評価の実施状況

現在、実施しておりません。

以上、通所介護サービスの提供開始にあたり、重要事項の説明いたしました。  
これを証明するため本書2通を作成し、各自署名押印の上、1通ずつ所持するものとします。

ご説明日 令和 7年 月 日

事業者 所在地 綾瀬市落合北 4-12-57  
名称 株式会社 Tsubaki  
代表者名 代表取締役 椿 みどり  
事業所名 入浴特化型デイサービス つばきの湯  
管理者名 椿 みどり  
説明者名 椿 みどり

私は、重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意しました。

令和 年 月 日  
利用者 住所  
氏名  
代理人  
(又は 家族代表) 住所  
氏名  
(続柄: )

通所介護・介護予防通所介護相当サービス  
重要事項説明書

入浴特化型デイサービス つばきの湯